

議案第41号

琴浦町カウベル調理加工等施設の指定管理者の指定について

次のとおり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同法第244条の2第6項の規定により、本議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 琴浦町カウベル調理加工等施設
- 2 指定管理者
 - (1) 住所 鳥取県倉吉市越殿町1409番地
 - (2) 団体名 鳥取中央農業協同組合
 - (3) 代表者 代表理事組合長 栗原 隆政
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

令和4年3月4日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和4年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志